

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1.執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2.都道府県名	秋田県
3.市区町村名	井川町
4.届出番号	1
5.独自利用事務の事例番号	9-1:子どもの医療費助成に関する事務

1.準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費の支給に関する事務（乳幼児（未就学児）、小中学生、高校生等）
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		井川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 福祉医療費の支給に関する事務（乳幼児（未就学児）、小中学生、高校生等）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	井川町福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条（全て児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、（その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される）権利を有する。	第1条 この要綱は、井川町に居住地を有する(乳幼児（未就学児）及び小中学生、高校生等)、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者の(心身の健康の保持と生活の安定を図る)ために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		井川町福祉医療費支給要綱 井川町福祉医療費支給事務取扱要領